

働く女性・事業主・医師・助産婦のみなさん

「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう

1 産婦人科で

つわりがひどくて!

休業が必要ですね

母健連絡カードを「母性健康管理指導事項連絡カード」書いてください

わかりました

2

母健連絡カードを「母性健康管理指導事項連絡カード」書いてください

わかりました

3 会社で

お医者様から指導を受けました

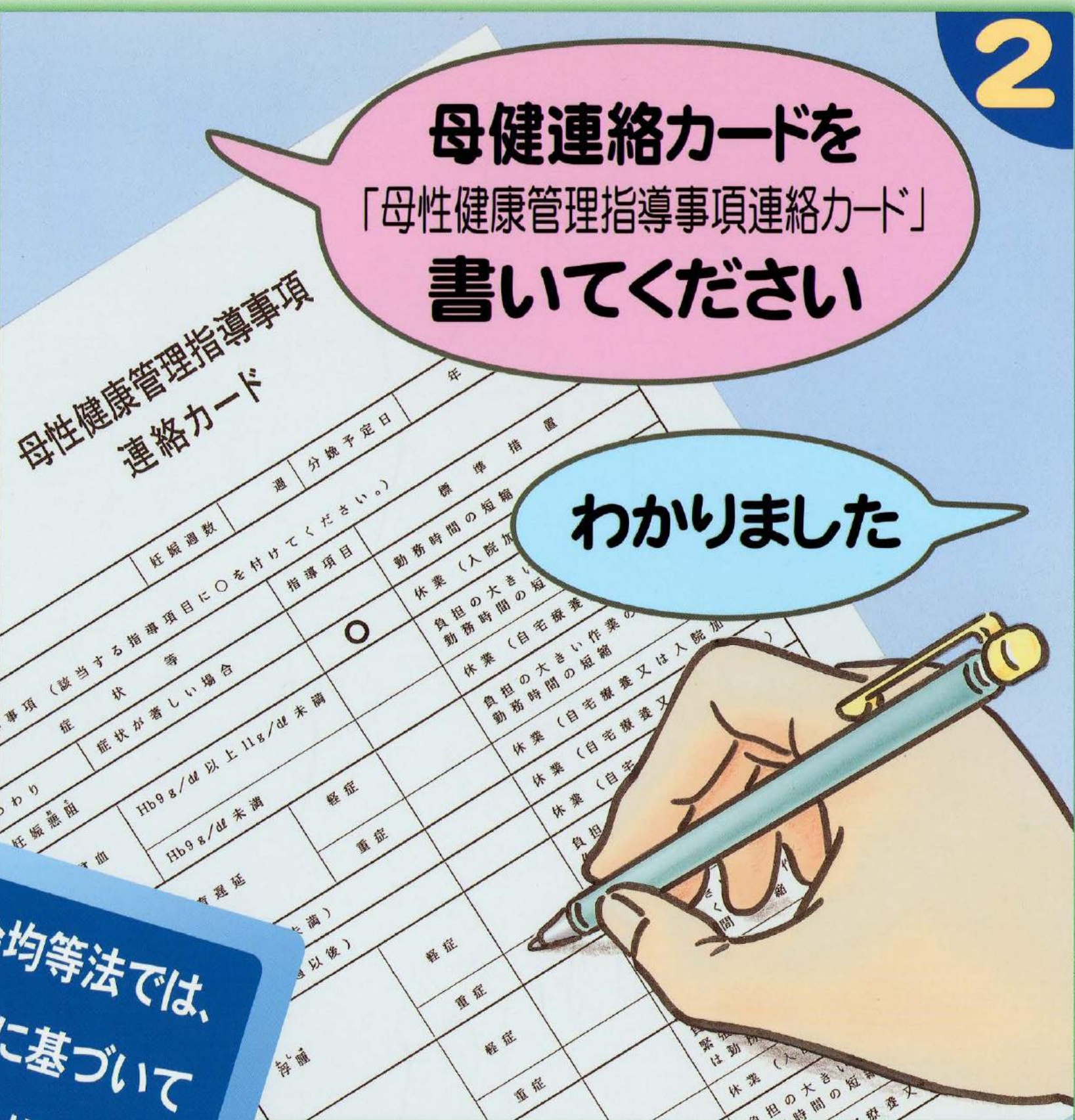
わかりました 休業してください

カード提出

4

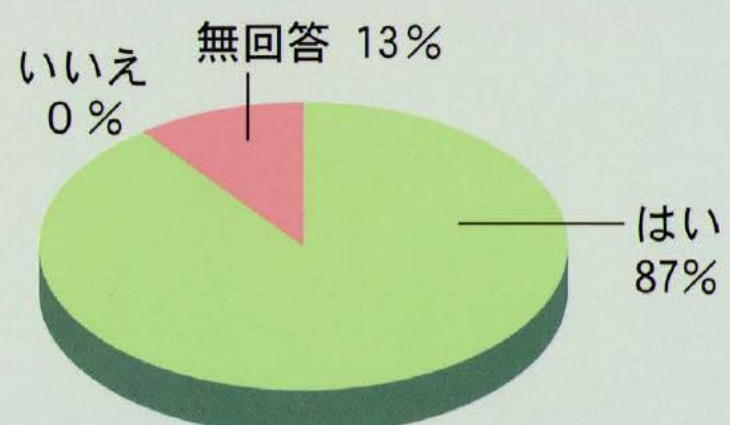
安心して出産できました

男女雇用機会均等法では、医師等の指導に基づいて母性健康管理の措置を講じること等が事業主の義務とされています。



女性労働者の声

カードを提出して主治医の指示どおりの措置が実施されましたか。



資料出所「母性健康管理指導事項連絡カード」活用状況調査(平成12年3月)

お問い合わせは
都道府県労働局雇用均等室へ

○母健連絡カードは労働省ホームページ
<http://www.mol.go.jp>
からも入手できます。

 **労働省**

(平成13年1月より厚生労働省になります。)